

正社員雇用の推進

平成27年11月11日

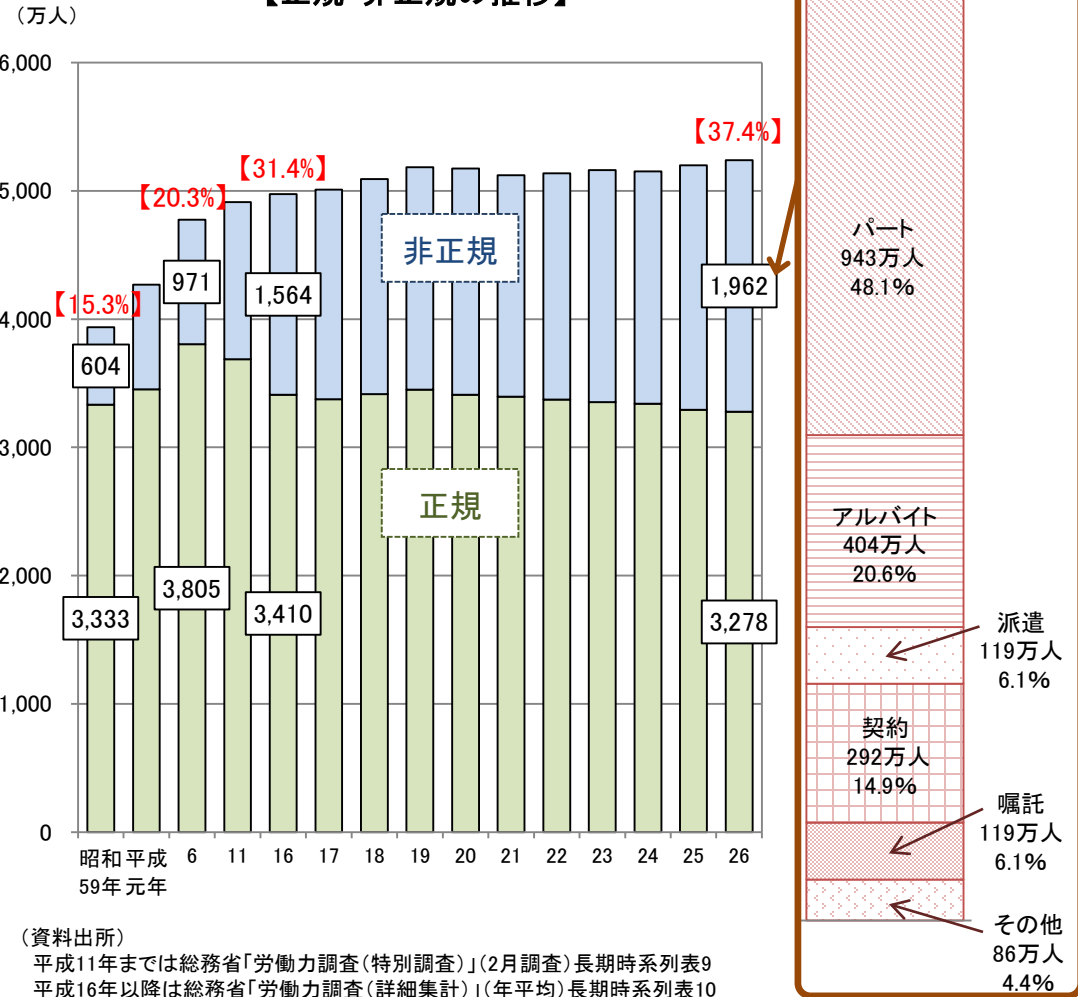
厚生労働省

非正規雇用労働者の動向などについて

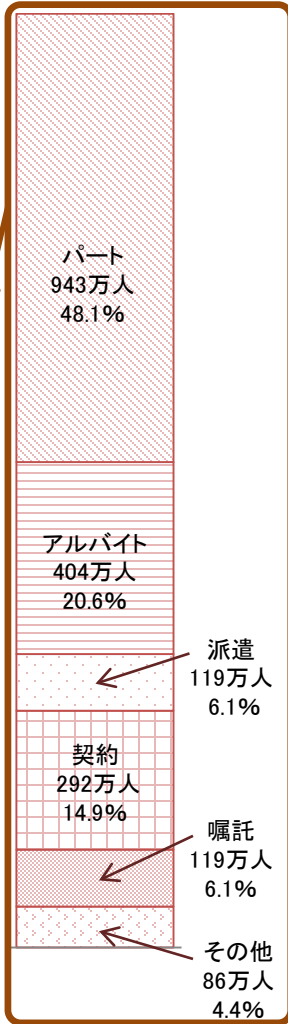
動向

○非正規雇用は、平成6年から平成16年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.4%・平成26年平均）。
 なお、直近（平成27年9月現在）では、1,986万人（37.2%）。

【正規・非正規の推移】



非正規の内訳



課題

○非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しい、セーフティネットが不十分等の課題。

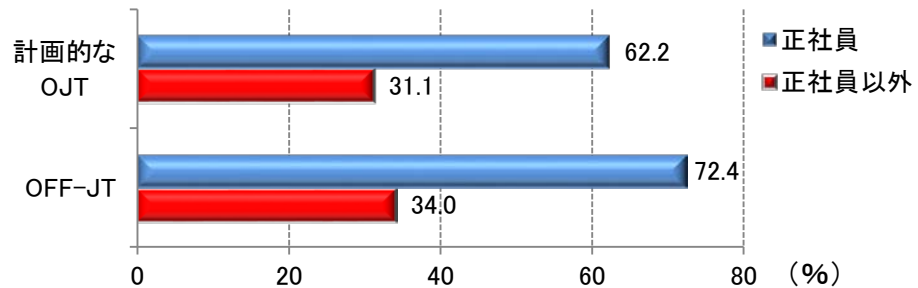
【一般労働者と短時間労働者の平均賃金（平成26年・時給ベース）】

一般労働者		短時間労働者	
正社員・正職員	正社員・正職員以外	正社員・正職員	正社員・正職員以外
1,937円(0.9%)	1,229円(1.3%)	1,393円(1.6%)	1,027円(0.9%)

注）一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。
 （ ）内は、平成25年からの増減率。

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成26年）雇用形態別 第1表

【事業所における教育訓練の実施状況】



（資料出所）厚生労働省「能力開発基本調査」（平成26年度）事業所調査 第1表

【各種制度の適用状況】

(%)	雇用保険	健康保険	厚生年金	退職金制度	賞与支給制度
正社員	99.5	99.5	99.5	78.2	83.2
正社員以外	65.2	52.8	51.0	10.6	32.4

（資料出所）厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成22年）個人調査 第14表

キャリアアップ助成金の拡充について (平成28年度概算要求額：415億円 (27年度予算：221億円))

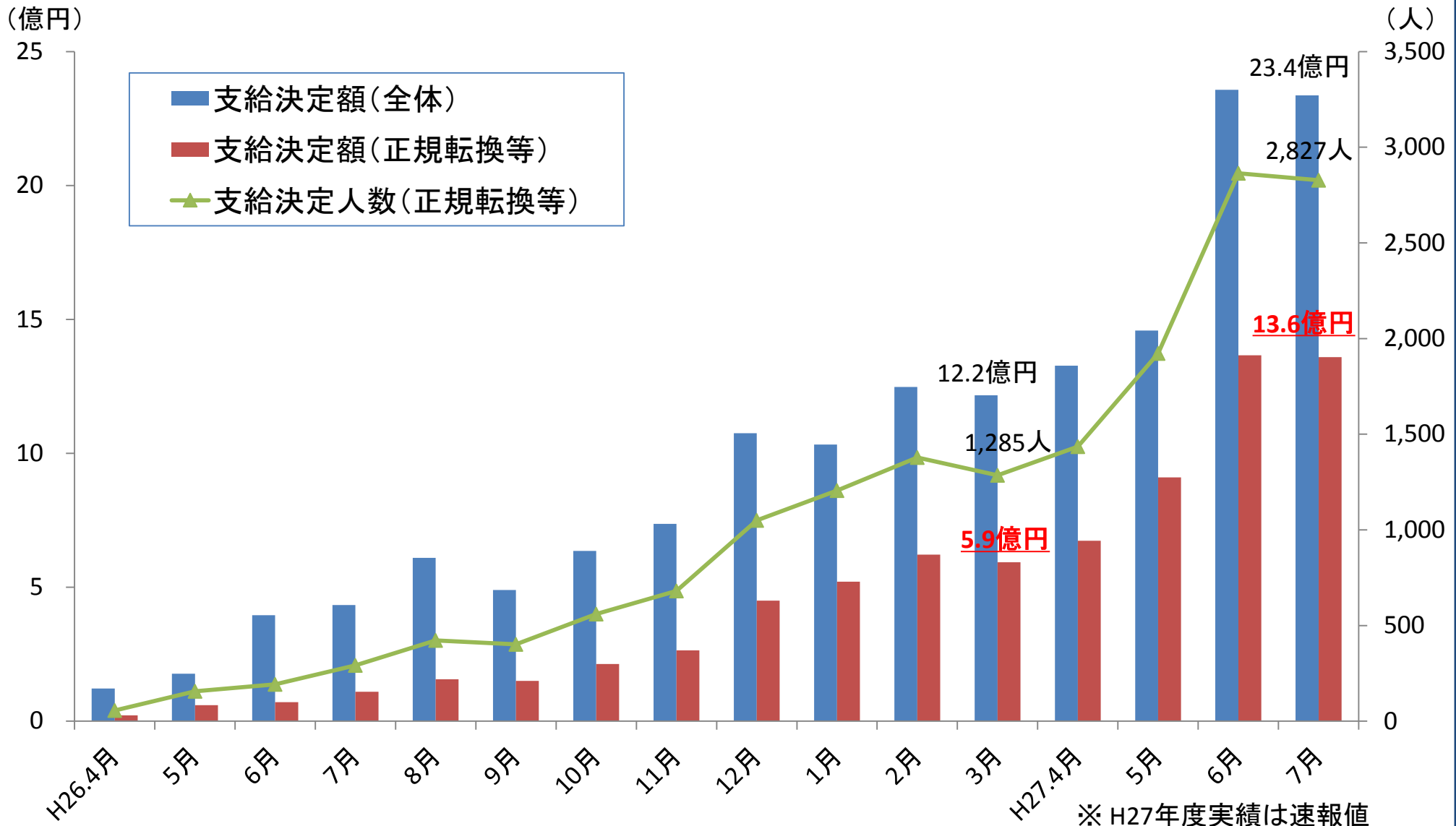
助成内容		助成額	28年度概算要求「変更内容」 ※下線が新規、金額変更部分												
正規雇用等 転換	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用	①有期→正規：1人当たり50万円(40万円) ②有期→無期：1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規：1人当たり30万円(25万円) ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算(大企業も同額) ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合 1人当たり①10万円②③5万円加算(大企業も同額)	【正社員化コース】 (1人当たりの助成額) ① 有期 → 正規: <u>60万円(45万円)</u> ② 有期 → 無期: <u>30万円(22.5万円)</u> ③ 無期 → 正規: <u>30万円(22.5万円)</u> ④ 有期 → 多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員): <u>40万円(30万円)</u> ⑤ 無期 → 多様な正社員: <u>10万円(7.5万円)</u> ⑥ 多様な正社員 → 正規: <u>20万円(15万円)</u> ⑦ 正規 → 短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ: <u>20万円(15万円)</u> ※派遣加算 ⇒ 変更なし ※ 母子家庭の母等の場合又は若者認定事業主の場合、上記①～⑦の区分に応じて1人当たり5万円または10万円(大企業も同額)を加算 ※ ④⑤は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、1事業所当たり10万円(7.5万円)を加算												
多様な 正社員	勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定 有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用等	①勤務地・職務限定正社員制度規定・適用 :1事業所当たり40万円(30万円) ②有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員 :1人当たり30万円(25万円) ③正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ :1人当たり20万円(15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用の場合、①②1人当たり15万円加算(大企業も同額) ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合 1人当たり10万円加算(大企業も同額)													
人材育成	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練(OFF-JT) ・有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT) ・中長期的キャリア形成訓練(OFF-JT) ・育児休業中訓練(OFF-JT)	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成: 1h当たり800円(500円) 経費助成: 訓練時間数に応じた次の額 ※育児休業中訓練は経費助成のみ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般・有期実習型・ 育児休業中訓練</th> <th>中長期的キャリア形成訓練</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100h未満</td> <td>10万円(7万円)</td> <td>15万円(10万円)</td> </tr> <tr> <td>100h以上200h未満</td> <td>20万円(15万円)</td> <td>30万円(20万円)</td> </tr> <tr> <td>200h以上</td> <td>30万円(20万円)</td> <td>50万円(30万円)</td> </tr> </tbody> </table> OJT《1人当たり》 実施助成: 1h当たり800円(700円) ※ 実費を限度		一般・有期実習型・ 育児休業中訓練	中長期的キャリア形成訓練	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)	【人材育成コース】 ⇒ 変更なし
	一般・有期実習型・ 育児休業中訓練	中長期的キャリア形成訓練													
100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)													
100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)													
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)													
処遇改善	すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額	①すべての賃金テーブル改定: 1人当たり3万円(2万円) ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 :1人当たり1.5万円(1万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算	【処遇改善コース】 ○ 賃金テーブル改定 ⇒ 変更なし ○ <新規> 均等・均衡待遇推進制度 有期契約労働者等と正社員との共通の均等・均衡待遇制度を導入・適用 :1事業所当たり60万円(45万円)												
健康管理	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施	1事業所当たり40万円(30万円)	○ 健康管理 ⇒ 変更なし												
短時間労働者の週所定労働時間延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長	1人当たり10万円(7.5万円)	○ 短時間労働者の週所定労働時間延長 ⇒ 変更なし												

※ ()額は大企業(多様な正社員は大規模事業主)の額

キャリアアップ助成金の実績の推移について (H26.4~H27.7)

キャリアアップ助成金実績 単月値

※支給決定人数のみ右軸



正社員転換・待遇改善実現本部の今後の予定

平成27年 9月 **正社員転換・待遇改善実現本部**の設置

- ・ 大臣から、厚生労働省や都道府県労働局における対策の加速化のご指示
- ・ 「正社員転換・待遇改善に向けた緊急対策（平成27年度内）」の取りまとめ

平成27年 10月 **都道府県正社員転換・待遇改善実現本部**の設置

平成27年10月～平成28年3月 大臣指示を踏まえた「**正社員転換・待遇改善に向けた緊急対策**」を本省・各労働局で実施

- ・ 平成27年 10月 非正規労働者の正社員転換・待遇改善について、経済界へ要請
- ・ 平成27年 10～12月 正社員転換・待遇改善キャンペーン
- ・ 平成28年 1～3月 不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン

平成28年 1月 正社員転換・待遇改善実現本部で、**「正社員転換・待遇改善実現プラン」**を策定

平成28年 ～3月 都道府県正社員転換・待遇改善実現本部で、**「地域プラン（地域計画）（仮称）」**を策定

平成28年 4月～平成33年 3月
「正社員転換・待遇改善実現プラン」を実施
「地域プラン（地域計画）（仮称）」を実施